

第3章

防災・防犯・消防・救急

～誰もが安全で安心して暮らせるまち～



中川小学校 5年 川田 航輝さん

中川小学校 5年 富岡あやねさん



*小学生の学年は、絵画を募集した平成26年度時点のものです。

第3章 防災・防犯・消防・救急 ～誰もが安全で安心して暮らせるまち～

第1節 災害に強いまちづくり（防災・減災）



第2節 危機に備えた体制づくり（危機管理）



第3節 犯罪のない安全で安心なまちづくり（防犯）



第4節 市民を守るまちづくり（消防・救急）



第5節 交通事故のない安全で安心なまちづくり（交通安全）



第6節 安全・安心で豊かな消費生活づくり（消費者保護）



第1節

災害に強いまちづくり

(防災・減災)

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめとする大規模な地震や気候変動により大型化した台風、集中豪雨、竜巻等が発生し、日本各地に甚大な被害を与えており、市民の防災・減災に対する関心が高まっています。また、大震災等の教訓を踏まえ、女性、高齢者、障がいのある人等の多様な視点を取り入れた対策が求められています。

本市では、地理的、地形的条件から、台風や集中豪雨等により水害が発生する恐れがあります。また、発生の確率が高いといわれている首都直下地震への対策も急務となります。

このようなことから、「八潮市防災基本条例」を平成24年12月21日に施行し、「自助」「共助」「公助」の役割を定め、災害予防活動、災害発生時の応急活動、復旧活動等を規定する「八潮市地域防災計画」を見直すなど災害に備えるとともに、災害に強く、しなやかなまちづくりを進めていく必要があります。

今後も、市民の防災意識を高め、市民と行政の連携により地域防災体制を強化するとともに、避難行動要支援者に対する避難支援を推進する必要があります。

2 基本目標

災害発生時における被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりが自ら命を守る行動をとり、地域の人々が助け合い、市民の安全を確保する体制が整っています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆災害の発生における被害を最小限とするため、自主防災組織、消防団、関係機関等と協働※して災害予防活動、応急活動を実施します。
- ◆災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、備蓄や情報伝達手段等を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



[総合防災訓練]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
自主防災組織結成率	97.7%	100%	100%
災害時応援協定締結数	33 件	37 件	47 件

5 施策の内容

（１）地域防災計画の推進

「八潮市地域防災計画」に基づき、平時から災害に対する備えを充実します。また、災害に強いまちづくりを推進するため、国、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団、ボランティア等との連携を強化し、防災体制の充実に努めます。

（２）地域防災力の強化

防災訓練や防災に関する研修を通じて、市民の防災知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成及び活動支援を行い、地域防災力の強化に努めます。また、災害発生時における正確な情報の把握と迅速な情報の提供を行うため、情報伝達手段を整備するとともに、自主防災組織等との情報連絡体制の構築に努めます。

（３）避難行動要支援者対策の推進

高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者名簿を作成するとともに、本人の同意を得て町会・自治会や民生委員※・児童委員※等の避難支援等関係者へ情報を提供します。また、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援ができるよう、避難支援等関係者と連携し、支援体制の充実に努めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
地域防災計画推進事業	・災害の発生における被害を最小限に抑えるため、「八潮市地域防災計画」に基づき、応急対策、復旧・復興活動等の体制を整備します。	危機管理防災課
自主防災組織育成事業	・各地域において「共助」の中核となる自主防災組織の育成・強化のため、各組織の防災訓練の実施、資機材整備、その他の防災活動を支援します。	危機管理防災課
避難行動要支援者対策推進事業	・避難行動要支援者を安全かつ迅速に避難させるため、支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）との調整、個人情報管理・運用、消防・警察との連携等を通じて避難行動要支援者一人ひとりに合った個別計画の作成を支援します。	社会福祉課

第2節

危機に備えた体制づくり (危機管理)

1 現状と課題

近年、新型インフルエンザ等[※]の新たな感染症、原子力発電所の事故等による放射性物質汚染等の脅威のほか、テロ[※]行為、大量破壊兵器[※]や弾道ミサイル[※]の拡散等、危機事象が多様化する中、国や県と連携を図りながら、市民の安全を守るための組織的かつ的確な対応が求められています。

このため、本市ではこれまで「八潮市危機管理指針」や「国民保護に関する八潮市計画」「八潮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、危機管理体制の構築に取り組んできました。

今後、危機事象が発生した場合に、その被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を守るために、市民との連携による総合的な危機管理体制の整備に向けた取組が必要です。

2 基本目標

新型インフルエンザ等の感染症、放射性物質事故、テロ行為、武力攻撃事態等の危機事象に備える体制が整っています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆いつ発生するかわからない危機事象に対応するため、市民と協働[※]して速やかに情報を伝達する体制等を確立します。
- ◆本市で発生が想定される危機事象への対策等を随時見直し、正確な情報を提供することで、市民の不安の解消に努めます。



[緊急事態対処訓練]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
危機管理体制の見直し回数（毎年）	0 回	1 回	1 回

5 施策の内容

（１）危機管理体制の充実

市民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事態、市民の生活に重大な被害を及ぼす事態等に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制を充実します。また、職員一人ひとりの危機事象への対応力を向上させるため、日頃から危機管理意識を醸成します。

（２）感染症対策の推進

関係機関と連携を図り、新型インフルエンザ等の新たな感染症が拡大する危機事象等に即応できる体制づくりを進めます。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
危機管理体制推進事業	・危機管理体制を強化するとともに総合的な危機対処施策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活の安定に努めます。	危機管理防災課
新型インフルエンザ等対策推進事業	・新型インフルエンザ等の発生時に迅速な対応ができるよう、行動計画等の随時見直しや感染防護具等の備蓄を進めるとともに、市民に対し基本的な感染症対策について周知するなど、新型インフルエンザ等の対策を推進します。	健康増進課

第3節

犯罪のない安全で安心なまちづくり (防犯)

1 現状と課題

近年、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生等が問題となるとともに、情報通信技術の進歩等により犯罪が多様化・複雑化しています。一方で、高齢化、核家族化※、ライフスタイル※の多様化に伴い、地域の防犯力の低下が懸念されています。

本市の街頭犯罪は八潮駅周辺に集中しており、特に自転車盗が多いという特徴があります。

これまで本市では、警察や防犯協会等の関係機関、地域の防犯団体と連携し、啓発活動やパトロールの実施等地域の取組を推進するとともに、防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設の整備に努めてきましたが、県内市町村の中で犯罪発生率が上位となっています。

今後は、地域コミュニティ※における人間関係の希薄化等が進み、更なる地域の防犯力の低下が懸念されるため、関係機関や地域の防犯団体との連携を強化し、防犯意識の高揚や自主的な防犯活動を促進する必要があります。

さらに、犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため、防犯環境設計※の考え方を取り入れた防犯対策を実施するとともに、警察署・交番の誘致に向けた活動を展開する必要があります。

2 基本目標

市民との協働※により犯罪の起きにくいまちづくりが進み、市民は犯罪が少ない安全で快適なまちで暮らしています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆警察、市民、地域の防犯団体と協働し、地域における啓発活動やパトロールを実施します。
- ◆防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設を整備し、安全で安心な生活空間を確保します。



[防犯街頭キャンペーン]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
犯罪認知件数	1, 271 件	1, 100 件	600 件以下
防犯団体数	45 団体	46 団体	48 団体

5 施策の内容

（１）防犯力の強化 総合戦略

防犯協会、町会・自治会、学校等と連携し、防犯対策の普及啓発に努めます。また、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域におけるパトロールを実施し、地域防犯力の強化に努めます。

（２）防犯施設の整備 総合戦略

町会・自治会と連携して防犯灯の整備を支援するとともに、住戸における外灯の設置を促進します。また、警察と協議しながら防犯カメラを計画的に整備し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

（３）警察署・交番の誘致

市民の要望等を踏まえ、県や警察本部に対し警察署の設置と交番の増設を要望します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
防犯活動普及事業	・地域の安全を確保するため、防犯協会、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯対策の普及啓発や防犯パトロールの活動を支援します。	交通防犯課
防犯施設整備事業	・犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、町会・自治会で設置管理している防犯灯に対して、補助金を交付し、あわせてＬＥＤ灯の設置を支援するとともに、住戸における外灯の設置を促進します。また、八潮駅周辺や学校周辺に防犯カメラを整備します。	交通防犯課
警察署・交番設置促進事業	・市内の治安を維持するため、警察署・交番の設置及び交番における警察官の常駐等について県や警察本部に要望します。	交通防犯課



[自主防犯パトロール活動]

第4節

市民を守るまちづくり (消防・救急)

1 現状と課題

本市では、都市基盤の整備に伴い、建物の高層化、大規模化が進み災害の形態が多様化・複雑化しています。また、住工混在地区※や木造住宅が密集する地区では、火災等の災害発生が危惧されます。さらに、近年は大規模な地震や異常気象に伴う災害の発生が懸念されるほか、高齢化の進展に伴う救急搬送の増加等、消防・救急を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような火災や事故等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、消防知識や技術の習得に努めるとともに、消防団との連携を強化し、火災（災害）予防対策や消防体制の構築に努めてきました。また、併せて傷病者の救命率の向上を図るため、医療機関との連携を強化するとともに、救命資機材の充実と救急救命士の育成に努めてきました。

今後は、消防団を中核とした地域消防力の強化を促進し、草加八潮消防組合における広域かつ効率的な消防体制を構築するとともに、救急救助体制の強化を支援する必要があります。

2 基本目標

消防力が充実し、迅速かつ的確に消防・救急活動を行う体制が強化されており、市民の生命と財産が守られ、安全で安心して暮らせるまちとなっています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

◆市民の生命を守るため、子どもから高齢者まで全ての市民が適切に応急処置を行えるまちづくりを促進します。

消防団や医療機関等と連携・協力し、迅速かつ的確な消防・救急救助活動を支援します。

◆市民が安心して暮らせるよう、消防・救急救助体制の充実や情報伝達手段の整備を促進します。



[八潮市消防団車両]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
消防団員の定員充足率	97.5%	98%	98%
上級、普通救命講習・救急入門コース受講者数	1,434 人	1,650 人	1,700 人

5 施策の内容

（１）消防体制の強化

初動体制の強化、消防施設・設備・資機材の計画的な整備を図りながら、消防体制の強化を促進するとともに、スケールメリット※を活かした広域的な消防力の充実・強化を行うため、草加八潮消防組合との連携を推進します。

（２）救急救助体制の充実

高度化・専門化する救急医療や多様化・複雑化する救助事案に対応し、傷病者の救命率向上を図るため、医療機関と連携して、より効果的な救命措置ができる環境を構築し、救急救助体制の充実を支援します。また、市民が適切に応急処置を行えるよう、救命講習会の充実を促進します。

（３）消防団を中核とした地域消防力の向上

消防団を中核とした地域消防力の向上を図るため、消防団の施設・装備・資機材を充実し、実践的な教育訓練の実施を支援します。また、地元住民や自主防災組織と連携して、地域に密着した活動を行います。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
広域消防推進事業	- 迅速かつ的確な消防・救急活動を実施するため、消防・救急救助体制の充実を支援します。 - 地域消防力の向上を図るため、消防団の育成と装備の充実を支援します。	危機管理防災課



〔八潮消防署庁舎〕

第5節

交通事故のない安全で安心なまちづくり (交通安全)

1 現状と課題

高齢化の進展に伴い、高齢者の関係する交通事故の割合が高くなっています。また、近年の地球温暖化※対策の取組や健康志向の高まりにより自転車の利用が見直される一方で、自転車による交通事故の増加や交通ルールを遵守する意識とマナーの低下が社会問題となっています。

本市では、土地区画整理事業※や都市計画道路の整備により市内の交通環境が大きく変化しています。

このような中、交通安全対策として、警察や交通安全関係団体と連携して、交通安全教育や啓発活動を実施し、交通安全意識の醸成を図るとともに、交通安全施設の整備を進めています。しかし、交通事故（人身事故）発生件数は、平成 25 年が 539 件、平成 26 年が 528 件となっており、なかでも、自転車による事故発生率は平成 25 年、平成 26 年とも県内市町村の中でワースト 1 位となっています。

このことから、学校、職場、地域等様々な場面に合わせた交通安全教育を実施するとともに、自転車に関する道路交通法等の改正を踏まえ、自転車の安全な利用を促進する総合的な取組が必要です。

2 基本目標

交通ルールを遵守する意識とマナーが向上し、自動車、自転車、歩行者が互いに思いやりと譲り合いの気持ちで、安全で快適に道路を利用しています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆警察、学校、PTA、交通安全関係団体、町会・自治会と協働※し、地域における交通安全対策を実施します。
- ◆交通事故の危険性の高い交差点等から、優先的に交通安全施設を整備し、安全で快適な交通環境を確保します。また、警察と連携を図り、信号機や交通規制等の道路標識の設置を促進します。



[通学路の立哨指導]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
交通事故件数	528 件	510 件以下	200 件以下
交通安全教室開催数と参加者数	43 件 7,283 人	46 件 7,500 人	48 件 8,300 人
道路照明灯の設置	2,956 基	3,070 基	3,310 基
道路反射鏡の設置	1,241 基	1,310 基	1,420 基

5 施策の内容

（１）交通安全意識の高揚 総合戦略

交通安全教室や交通安全運動を通じて市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、自転車運転者に対する交通ルールの徹底と交通マナーの向上に取り組みます。

（２）交通安全施設の整備

都市基盤整備の進捗状況や交通環境を考慮しながら、道路照明灯、道路反射鏡、ガードレール等の交通安全施設を計画的に整備します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
交通安全運動推進事業	・交通安全意識の高揚を図るため、街頭指導やイベント開催に併せた普及啓発活動を実施します。	交通防犯課
交通安全指導・教育事業	・交通ルールの徹底を図るため、学校や高齢者施設等様々な場面で交通安全教室を実施するとともに、通学路における見守り活動※を実施します。	交通防犯課
交通環境整備事業	・交差点等における交通事故を防止するため、道路照明灯、道路反射鏡、路面標示等を整備します。	交通防犯課



[自転車交通安全教室]

第6節

安全・安心で豊かな消費生活づくり (消費者保護)

1 現状と課題

少子高齢化、情報通信技術の進展により、消費者を取り巻く環境は日々変化しており、クレジットカード、通信・訪問販売、インターネット※取引等の多種多様なサービスの提供が行われています。一方で、商品の販売方法や契約等のトラブルが増加するとともに、高齢者を狙った振込詐欺等が多発しており、消費者からの問い合わせや相談内容も年々多様化・複雑化する傾向にあります。

また、環境にやさしい循環型社会※の実現に向け、消費行動における環境への配慮が求められるとともに、食生活の安全・安心に対する関心の高まりから、正確で迅速な情報の提供が求められます。

このような中、本市では消費生活相談を実施するなど消費者保護の充実を図るとともに、消費生活に関するセミナーの開催や情報の提供、消費者団体との共催による消費生活展の開催等、消費生活情報の提供に努めてきました。

引き続き、消費者の安全と利益を守るため、相談事業の充実や消費者団体の育成に努めるとともに、消費者が正しい知識をもち、自立して合理的な判断のもと消費活動を行える環境づくりを進める必要があります。

2 基本目標

様々な消費者が、消費生活について情報を取得し、学ぶことによって、自ら判断し適切に行動することができ、安全・安心で豊かな消費生活を送っています。

また、トラブルに陥った際には相談できる環境が整っています。

3 「共生・協働」「安全・安心」に基づく取組方針

- ◆消費者が自ら判断し、行動するとともに、環境に配慮した消費行動がとれるよう、市民や関係機関と協働※し、消費者意識の高揚に努めます。
- ◆消費者の利益を守るため、消費生活に関する相談体制を充実します。また、品質表示基準に基づく適性表示を促進するとともに、正確・迅速に情報提供を行い、食生活の安全・安心を確保します。



[八潮市消費生活展]

4 成果指標

指標名	現状値（H26 年度）	中間目標（R2 年度）	目標値（R7 年度）
消費生活セミナー等講座数と参加者数	1 回 64 人	2 回 70 人	2 回 76 人
消費生活相談件数	332 件	363 件	390 件

5 施策の内容

（１）自立した消費者の育成

消費者が主体的かつ合理的に判断し、消費行動がとれるよう、市民や関係機関と協働し、消費者意識の高揚を促進します。また、資源の再利用に関する啓発活動等を通して環境にやさしい消費活動を促進します。あわせて、食生活の安全・安心に関する情報を関係機関と連携して提供します。

（２）消費者保護対策の推進

消費者と事業者間のトラブル解決を支援するため、県の消費生活支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、消費生活の相談体制を充実します。

（３）消費者団体の育成・協働

消費者への啓発活動等を行っている消費者団体を育成するとともに、その活動を支援します。

6 主要事業

事業名	内容	担当課
消費生活情報提供事業	・消費生活に関するトラブルを未然に防止するため、消費生活に関するセミナーやパネル展、関係機関が発行する情報紙等を通して消費生活に関する情報を提供します。	商工観光課
消費生活相談事業	・消費生活に関する相談及び多重債務問題※、苦情等に対応するため、消費生活相談を実施します。	商工観光課



〔高齢者向け消費者被害防止啓発講座〕